

東京都公安委員会告示第316号

遺失物法（平成18年法律第73号）第17条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により、特例施設占有者として次の者を指定したので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年9月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 名称及び所在地並びに代表者の氏名

赤坂インターシティマネジメント株式会社

港区赤坂一丁目8番1号

尾崎 一宏

2 施設の名称及び所在地

赤坂インターシティ AIR 港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティ・ホームATTバイカウント 港区赤坂一丁目11番44号

虎ノ門アルセアタワー 港区虎ノ門二丁目2番3号